

令和 7 年旭市議会第 2 回定例会請願文書表

受 理 番 号	第 2 号 令和 7 年 5 月 2 8 日 受理
件 名	「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願
請 願 者	千葉県千葉市中央区中央 4-13-10 千葉県教育会館 子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体 千葉県連絡会 会長 吉田 瑞穂
紹 介 議 員	伊場哲也
付託委員会	文教福祉常任委員会
(請願要旨) 義務教育は、憲法に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。 しかし、かつては教材費、旅費、児童手当など多くの経費が対象となっていました。次第に対象から除外され給与費のみとなり、2005 年には給与費の負担割合が 3 分の 1 に縮減されてしまいました。 現在、地方自治体の状況は様々であり、子どもたちをとりまく教育環境にも格差が生じています。 国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至です。 学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、「義務教育費国庫負担法」第一条に明記されている「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。	